

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第16号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第8条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>(年次休暇の単位)</p> <p>第11条 年次休暇の単位は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員等（条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等にあっては、1時間）とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができます。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第8条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>半日勤務時間</u>の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>(年次休暇の単位)</p> <p>第11条 年次休暇の単位は、1日又は<u>半日若しくは</u>1時間（再任用短時間勤務職員等（条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等にあっては、1時間）とする。</p>
1	

2 略

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 略

(特別休暇)

第13条 略

(1)～(9) 略

(10) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第12号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、出産の予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(11) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年ににおいて5日を限度とする。

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該年次休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 略

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(9) 略

(10) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第12号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、出産の予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(11) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。

(13)・(14) 略

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一年の6月から9月までの期間内において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(20) 略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、時間）。ただし、一の妊娠の期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22) 略

2 前項の規定にかかわらず、前項第10号から第12号まで及び第15号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。

3 略

4 略

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 略

(残日数の使用)

ただし、一の年において5日を限度とする。

(13)・(14) 略

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日又は半日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日）。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、40時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(20) 略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、時間）。ただし、一の妊娠の期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、112時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22) 略

2 略

3 1時間を単位とする第1項第10号から第12号まで及び第21号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について第1項第10号から第12号までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 略

第13条の2 前3条に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(介護休暇)

第14条 略

(介護休暇)

第14条 略

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、<u>7.75</u>に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）<u>7.75</u>に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) 条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）<u>7.75</u>に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 条例第23条第1項第1号工及び才の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、正規の勤務時間が<u>3時間45分</u>又は4時間である日とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、<u>8</u>に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）<u>8</u>に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) 条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）<u>8</u>に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 条例第23条第1項第1号工及び才の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、正規の勤務時間が4時間である日とする。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間に関する規則（平成元年香川県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間数) 第2条 条例第7条に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、<u>38時間45分</u>とする。</p>	<p>(勤務時間数) 第2条 条例第7条に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、<u>40時間</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次休暇又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第1項第12号の特別休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成22年におけるこれらの休暇の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の当該休暇の使用を4時間の当該休暇の使用とみなして得られる同日における当該休暇の残日数とする。
- 3 施行日前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第1項第10号又は第11号の特別休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後におけるこれらの休暇の日数については、半日の当該休暇の使用を4時間の当該休暇の使用とみなして得られる施行日の前日における当該休暇の残日数とする。